

輸移入家畜の着地検査について

北海道では、「輸移入家畜の着地検査実施要領（平成3年7月1日付け農政部長通知）」に基づき、道外から導入した家畜の着地検査を行っています。

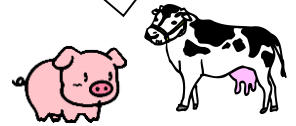
1 着地検査とは

伝染性疾病の侵入を未然に防止するため、道外から導入した家畜の健康観察や隔離飼育をし、検査を行うことです。

2 着地検査期間

海外からきた家畜（輸入家畜）：導入後3ヶ月間
道外からきた家畜（移入家畜）：導入後3週間

はじめまして



3 着地検査の流れ

- （1）道外から家畜を導入する予定の方は、導入の2週間前までに、次の書類を提出してください。
 - ・移入家畜導入計画書
（年間計画のある方は → “家畜の導入計画” も提出）
- （2）導入後～着地検査が終了するまでの間は、隔離飼育をお願いします。
- （3）家畜保健衛生所職員が着地検査を行います。

牛：臨床観察、精密検査（ヨーネ病検査）
豚：臨床観察、精密検査（豚熱、オーエスキー病）



その他、必要に応じて検査項目が増える場合があります。

※ 豚の精液を導入する際も、当所にご連絡ください。

※ 牛・豚以外を導入する際には、お問い合わせください。

- （4）着地検査期間中、異状がなければ隔離飼育は解除となり検査終了です。

北海道網走家畜保健衛生所

TEL:0157-36-0725 FAX:0157-36-5801